

さつま町農山漁村再生可能エネルギー促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条1項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、さつま町農山漁村再生可能エネルギー促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第5条第2項及び第3項に規定する基本計画の記載事項の内容
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の委員の役割分担
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成する場合における当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法とその他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

2 協議会は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について協議することができる。

- (1) 災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネルギーの活用方法
- (2) 地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事、メンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施行業者等の参加

(3) 小水力発電における農業用水の利用に関する調整等再生可能エネルギー発電事業に関する権利調整

(4) その他基本計画作成に関し協議会が必要と認める事項

3 協議会は、必要に応じて、前2項に掲げる事項に係る協議を専門的に検討する組織を設けることができる。

4 前項の組織の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) さつま町職員

(2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者

(3) 農林漁業者

(4) 原料供給者

(5) 関係住民

(6) 学識経験者

(7) その他協議会が必要と認める者

2 委員は、町長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 補欠又は増員された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第4条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、委員の中から互選により選任する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長及び副会長は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、都合により会議を欠席する場合には、あらかじめ会長に承諾を得た場合に限り、代理の者を出席させることができる。

3 会議の議事は、原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。

4 協議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

(議事録)

第8条 事務局は、会議が開催されたときは、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数及び当該会議に出席した委員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、原則として公表することとし、事務局に備え付け、一般の閲覧に供するとともに、さつま町のホームページに掲載する。ただし、個人情報、法人その他の団体又は個人の経営に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものについては、非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

第9条 委員は、会議において協議が調った事項について、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、再生エネルギー主管課に置く。

2 協議会の庶務は、事務局が処理する。

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 協議会は、事務局に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならな

い。

- (1) 協議会設置要綱
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) その他協議会に関する書類及び帳簿
- (その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年9月1日から施行する。

(任期の特例)

2 第3条第3項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(会議招集の特例)

3 第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に招集される会議は、町長が招集する。